

第546回 海務協議会

(1) 日時：平成29年9月6日（水）13：30～

(2) 場所：第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

(3) 議題：

1. 次期 NACCS 更改に係る総合運転試験への参加態様について
監視部：石田 上席監視官
2. 10月期の取締強化期間への協力依頼と情報提供依頼について
監視部：佐藤 特別監視官
3. 大黒基地(窓口)の取り扱い方法の変更について
監視部：石田 上席監視官
4. 船用品の認定について
監視部：石田 上席監視官

(4) その他・質疑応答

開催予定日 平成29年11月8日（水） 開催予定

開催場所 第一港湾合同庁舎 2階 第一会議室

当協会に関するご質問、議題等提起がございましたら、
お気軽に事務局宛にご連絡下さい。

公益財団法人 日本関税協会横浜支部

TEL 045-680-1757

FAX 045-680-1758

E-mail bra_yokohama@kanzei.or.jp

<http://www.yokohama-customs.go.jp> （横浜税関）

<http://www.kanzei.or.jp> （日本関税協会）

<http://www.kanzei.or.jp/yokohama/> （日本関税協会横浜支部）

平成29年8月21日

関係各位

横浜税関監視部

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます

また、平素より税関業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

次期NACCSについては、本年10月8日（日）の稼働に向けて、現在システムの構築を了し、本年7月からはシステムの機能及び性能を確認する「総合運転試験」が始まっています。

総合運転試験では、確認試験を段階的に本番の環境に近づけて実施すべく4段階のフェーズに分け、すべての民間利用者に参加を求めて実施しています。

現在のところ、総合運転試験はフェーズⅡまでを終了しておりますが、船舶代理店等の民間利用者の方々には、必ずしも円滑な稼働を確信できるだけのご参加をいただけておりません。

つきましては、今月28日（月）からのフェーズⅢ（15日間）におきましては、次期システム稼働前の最後の運転試験となりますので、是非とも積極的に参加いただきたいと存じます。

フェーズⅢは、直近の一時点で現行（第5次）システムにある仕掛データを、次期システムに移行した状態での試験となります。現行システムで各種行政手続などの業務を処理するのと同様に、次期システムでも業務を試みていただき、次期システムでの業務に習熟する訓練等をするとともに本番環境に近い環境でのシステム動作確認を行っていただきたいと存じます。

総合運転試験フェーズⅢは、次期システム稼働前の最後の全員参加による総合運転試験となりますので、全事業所において、積極的なご対応をいただけるよう重ねてお願いを致します。

連絡先

監視部総括・許可部門

電話 045-212-6070

第6次NACCS総合運転試験への参加について

平成29年10月のNACCSシステム更改に向けて、総合運転試験が始まっています。

総合運転試験は、円滑な更改に向けて重要な試験となりますので、現在NACCSをご利用の皆様は必ずご参加いただきますようお願いいたします。

総合運転試験参加までの流れ —NACCSパッケージソフトをご利用いただいている場合—

1. 第6次NACCSパッケージソフトのインストール

現在お使いのNACCSパッケージソフトでは、総合運転試験及び第6次NACCSに参加できません。第6次NACCS用のパッケージソフトをNACCS掲示板からダウンロードのうえ、パソコンにインストールしてください。

なお、netNACCSをご利用の場合は、予め「デジタル証明書インストールツール」をインストールして頂く必要がありますので注意してください。

具体的なダウンロード方法等はNACCS掲示板（下記URL）を参照してください。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/rt/index.html>

2. パスワードの変更

第6次NACCSパッケージソフトのインストール後、総合運転試験の初回ログイン時（※）に「利用者情報登録：URY」業務を利用して、第6次NACCS用のパスワードに変更してください。第6次NACCSにおけるパスワードは「英数字を最低1文字以上含む6桁～8桁」で登録してください。

なお、総合運転試験で変更したパスワードは、そのまま第6次NACCS稼働後も利用することができます。

※ 初回ログイン時は、現行NACCSでお使いのパスワード（4月16日時点のパスワード）を利用してください。

URY業務の入力方法はNACCS掲示板（下記URL）を参照してください。

https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/_files/00111324/02-02.pdf#page=14

3. 第6次NACCSへの接続確認

パスワード変更後、「端末開通確認：TCC」業務を実施し、第6次NACCSに正常に接続できることを確認してください。

4. 業務確認、業務習熟

NACCSへ正常に接続確認ができましたら、現行NACCSでご利用いただいているオンライン業務を実際に総合運転試験の中で実施して頂き、業務の変更点の確認や操作の習熟を行ってください。

総合運転試験スケジュール(概要)

総合運転試験は、本年7月から4段階のフェーズに分けて下記の日程で実施しています。
フェーズⅠ及びⅡは既に終了していますので、フェーズⅢ以降の試験に参加していただき、第6次NACCSに問題なく接続できることを確認してください。

区分	期間・時間	主な試験目的
フェーズⅠ	7月10日(月) 10:00～7月14日(金) 19:00 : 5日間 24時間運転 終了しています	① メインセンターへの接続確認 ② 疑似データによる習熟訓練 ③ 業務機能確認 ④ 管理資料情報の取だし確認
フェーズⅡ	7月24日(月) 10:00～8月7日(月) 19:00 : 15日間(土日含む) 24時間運転 終了しています	① 疑似データによる習熟訓練 ② 業務機能確認、業務連動確認 ③ 過去データによる実運用に即した業務運用確認(導流確認) ④ 管理資料情報の検証 ⑤ システム負荷試験 ⑥ 切替・切戻し運用確認(第1回目) ⑦ 保守日運用
フェーズⅢ	8月28日(月) 10:00～9月11日(月) 19:00 : 15日間(土日含む) 24時間運転	① 移行データによる後続確認 ② 現行NACCSに入力するデータと同じデータ(生データ)による実運用に即した業務運用確認 ③ 管理資料情報の検証(②に含む) ④ 保守日運用 ⑤ 切替・切戻し運用確認(第2回目) ⑥ 故障復旧運用の確認(オンライン再起動)
フェーズⅣ	10月2日(月)～4日(水) : 3日間 各日 10:00～19:00	メインセンターへTCC業務による接続確認(本番パッケージソフトとの接続確認)

総合運転試験の詳細及び問合せ先につきましては、NACCS掲示板(下記URL)でご案内しております。

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/rt/index.html>

平成29年9月6日

関係各位

横浜税関監視部

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます

また、平素より税関業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、監視部取締部門における窓口受付業務につきましては、大棧橋事務所のほか、大黒基地事務所にて業務を行ってきたところですが、税関業務処理のより一層の効率化を図るため、大黒基地事務所の窓口受付業務について見直しを行い、この度、取り扱い方法を変更することといたしました。

平成29年10月1日以降、窓口受付業務は大棧橋事務所のみで受け付けることとします。

ただし、緊急を要する場合は大黒基地事務所でも受け付けを行います。大黒基地事務所へ来庁された際は、事務所入口に設置しているインターフォンを使用し、職員を呼び出して頂くよう、お願いします。

なお、受付時間については変更なく、平日の午前8時30分から17時まで対応いたします。

また、電話でのお問い合わせ等については大棧橋事務所(045-212-6070)までご連絡願います。

関係者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、係る事情をご賢察のうえ、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

連絡先

監視部総括・許可部門

電話 045-212-6070

4. 「船用品」の認定について

「船用品」に係る定義等につきましては、以下のとおり規定されております。

◎ 関税法 第2条第1項第9号（定義）

「船用品」とは、燃料、飲食物その他消耗品及び帆布、綱、じょう器その他これらに類する貨物で、船舶において使用するものをいう。

◎ 関税法基本通達 2-11（船用品に関する用語の意義）

法第2条第1項第9号「その他の消耗品」、「じょう器」及び「その他これらに類する貨物」の意義は、それぞれ次による。

- (1) 「その他の消耗品」とは、潤滑油、ペイント、エナメル、医薬品、事務用消耗品等船舶の航行中にその船舶用として消費し、又はその船舶の旅客若しくは乗組員が消費するものをいう。
- (2) 「じょう器」とは、船室等に備え付けられる机、椅子、寝台、ラジオ、テレビ等の備品で、旅客又は乗組員の生活に必要と認められるものをいう。
- (3) 「その他これらに類する貨物」とは、消耗品、じょう器以外の貨物で、船舶の航行に直接又は間接に必要な計器類、電気器具類、修理部品その他これらに類するもの及び旅客又は乗組員の厚生用物品で船舶に備え付けられるものをいう。

上記規定につきましては従前より特段変更はありませんが、船用品として申告された貨物について、税関による審査の結果、定義等に照らし合わせて船用品として認定できない場合には、「内貨（外貨）船用品積込承認申告」ではなく「輸出（積戻）申告」を行っていただくこととなります。

申告前の段階で疑義が生じた場合には、前広にご相談いただきますよう、よろしく願いいたします（「輸出（積戻）申告」の場合には、貨物を保税地域に搬入する必要がある等、船用品に係る手続きよりも時間を要することとなります）。

なお、これまで船用品として認定してきた貨物であっても、「船舶の航行に直接又は間接に必要な」と判断した場合には、「輸出（積戻）申告」を行っていただくこととなりますので、その点、ご了承ください。

<船用品として認定できない事例>

資源・海洋等探査（調査）船に係る「探査（調査）機器」や、一般的な外国貿易船に積載される観測・分析機器及び採取した（圧搾）大気及び（冷凍）海水を保存するガラス瓶やステンレス瓶等の試料採取容器とそれに係る部分品によって構成される「大気観測装置一式」等については、「消耗品」「じょう器」「厚生用物品」に該当せず、また「船舶の航行に直接又は間接に必要な計器類」とも認められないため、船用品として認定できないことになる。